

講座 日本の老人 (全三巻)

金子仁郎・新福尚武編『老人の精神医学と心理学』380頁

岡村重夫・三浦文夫編『老人の福祉と社会保障』418頁

那須宗一・増田光吉編『老人と家族の社会学』377頁

垣内出版 昭和47年

三 友 雅 夫

I

“老人問題”が今日ほど社会的規模で問題視されている時代はない。それは、昭和30年代後半以後公刊されてきた啓蒙書や解説書によってその切実な関心が芽生え、さらにボーヴォーレルの『老い』や有吉佐和子の『恍惚の人』によって爆発的に喚起された結果だといえないこともない。

しかし、現実には、意識や関心に先行している。確かにいずれの時代においても老人の問題はあった。それは、老人特有の目や歯や足の衰えであったり、臓器の欠陥拡大による機能障害であったり、定年・退職とその後の生活不安、あるいは家族の冷たい仕打等であった。これらの老人問題は現実には提起されている問題であるが、解決を要求される問題にはこの他、老人就労、年金、老人扶養、老人病と老人医療、老人の自殺等の問題もある。

さらに、平均寿命が男70.17歳、女75.58歳に伸び、出生率が低下し、65歳以上の人口が760万人、全人口の約7%となり、核家族化が進行して、一人暮らし老人が61万に達し、生活保護世帯の4分の1が老人世帯になっていること、これらは社会的事実であり、与件としてあるといえる。

総理府調査では、92%の者が物価上昇による不安を訴え、また、昭和47年9月に東京都がまとめた「老後に関する意識調査」では、30～59歳の人たちの70%が、老後問題を扱ったマスコミに関心をもっていると報告している。これらは、“高齢化社会”の到来を予想している証左であり、他方、この“高齢化社会”の到来が意識されるほどに、現実の老人問題の深刻さは進行してきていると考えられる。

ところで、この老人問題の深化に伴い、関連する数多くの書物も公刊されてきている。本誌第4巻第2号、お

よび第6巻第4号には主要な書物が紹介・コメントされてきた。この紹介・コメントにみられるように、これまで、老人問題、老人対策等おびただしい数にのぼる書物が公刊されてきたけれども、なお、「理論的・体系的な書物」は意外と少く、「老人問題研究の立ちおくれ（というよりもその歴史の浅さというべきかもしれない）と深いかかわりをもつ」と考えられる。まして、これまでの書物には、「総合的な老人研究の専門書」は期待すべくもない。

こうした「現実の要請」と「理論的研究レベル引上げの要求」という緊急課題にこたえる試みとして、この『講座日本の老人』（全三巻）は企画・編集され公刊されたと受けとめることができる。その意味では、画期的講座であるといえる。ここでは紙幅の制約もあり、第一巻、第三巻については簡単な紹介にとどめ、主として第二巻を中心にコメントを行うことにしたい。

II

第一巻『老人の精神医学と心理学』は、編者として金子仁郎・新福尚武の他に8人の研究者が執筆している。本書は10章から成り、序言に紹介されている通り、「各論文はそれぞれ、独立して理解できるように配慮を加えたために、若干重複する部分もある」。しかし、精神医学・心理学の研究領域から、老人問題のうち、「個人としての老人」を内部的に縦断的に掘下げるという共通視点によって本書は貫ぬかれている。

内容を大別すれば、1)老人の心理・知能、2)老人の精神障害・神経症、3)社会のなかでの問題老人、4)老人患者のケア、この4点にまとめられよう。

本書は、老人をテーマに展開された内容が、結果として老人病の問題提起となっており、その意味での整理に役立つ書物であるといえる。老人問題即老人病問題と

けとめられるくらいはあるが、『恍惚の人』が、実は老人性うつ病と老人性痴呆の老人であることを教え、いずれも要領よい整理で問題の所在を示し、常識的見解を正すのに役立っている。本書は、自己を対象化し、老人問題を“われわれの問題”として考える必要を意識させる書物であり、その意味では、編者の指摘する学生、研究者、実務家に限らず、広く、老人予備軍の年代層から青年期の年代層に至るまで、一読をすすめたい書物であると思われる。

III

第二巻『老人の福祉と社会保障』は、編者として岡村重夫・三浦文夫の他に8人の研究者によって分担執筆されている。本書は、序言に紹介されるように、「老人の生活そのものの保障をどのように考えるかという立場から問題を見つめ」、論文全体を通じて、2つの問題意識、すなわち、「わが国の老齢保障の不備、立ちおくれがはなはだしく、この克服」を緊急課題とする現状認識、および、「“高齢化社会”への対応を十分に考慮し」、「現状の問題を直視してから、この解決・改善を図りながら」、問題に接近するという志向、この2つの問題意識に支えられているといえる。

本書の構成は、10章から成るが、大別すれば、1)総論的な「老人の社会保障と福祉」2)各論的な「老齢保障の問題」3)各論的な「老人福祉・施設問題」に分けられる。この構成に従ってみていこう。

まず、総論的位置を占める第一章「老人と社会保障」および第二章「老人福祉の理論とサービスの体系」の論述であるが、前者から紹介することにしよう。

著者は、社会保障を生活保障の行動体系とし、イギリス、アメリカ、日本の実証的資料をふまえながら、老齢と経済的貧困とのかわりにふれ、老齢保障の問題の所在を明示し、社会保障を中核としながらも、これ以外のリソースの確保、私的保障（就労・企業年金等）をふくむ他の各種の対応策をいかに連関させるかが課題であると指摘する。

著者は、収入（所得）源を「私的扶養によるもの」、「高齢者自身の勤労所得」、「社会的扶養によるもの」にタイプ分けし、老後の生計維持パターンを、資料に基いて、デンマーク、イギリス、アメリカ、日本に求め、わが国では社会的扶養（社会保障による給付）がその役割を果たしていない事実を示し、老齢保障確立の緊急性を科学的に提示している。

社会保障の目指すものは最低生活、ナショナル・ミニ

マムの確保にあるが、その意味からも私的保障の連関が問題となる。この事例をイギリスの年金制度に求め、老齢保障の基本問題として公の責任・努力と個人、企業等の責任・努力とを、どう協調させ連携させるかを課題として提案している。

この課題に対する著者の回答が三節の「老齢保障の体系」である。ここでは、その骨格を社会保険方式による年金保険を中核として、社会扶助（公的扶助）あるいは公共サービスによる老齢給付を結び合せる形として示し、その体系を考察するに当たって、イギリスの教訓から理解される普遍主義と選別主義、無拠出年金のありかたや性格、資産制限（ミーンズ・テスト）、所得制限（インカム・テスト）等の問題点を指摘し、新しい文脈でこの老齢保障体系の再検討を提案しており、注目される主張となっている。

さらに四節では、老齢保障の現状にふれ、国民皆年金体制となりながら、被用者保険の適用を受けない66～70歳未満の者が完全に年金権を持っていない問題、年金制度の未成熟による機能の低迷、スライド制導入の必要、老齢年金の負担区分等の問題を内在させており、問題の解決・改善の努力と合わせて、実証的な調査に基づく老齢保障そのものの体系の科学的検討の必要を強調している。

問題の整理と新しい文脈から老齢保障体系の再検討を主張する論述は、示唆するところ多く、後学の者にとって教えられるところが少くない。

「老人福祉の理論とサービスの体系」では、人口の老齢化に伴って、消極的な慈善的な養老事業から老人全体を対象とする広範な老人政策へと発展せざるをえなくなっている」と指摘し、老齢によっておこる生活困難に対する普遍的対策（広義の老人福祉）という理解は常識論の規定であると退け、老人問題に関連をもつ社会的施策をただ漫然と総括して「老人福祉対策」と考える時代は過ぎ去ったとし、社会福祉固有の立場からする老人問題への接近、老人福祉固有の原理と機能を明確にすることを志向して理論的展開を試みている。

著者は、社会福祉成立の理論的根拠、原理は、社会福祉の対象とする生活困難のもつ、「社会性」「全体性」「主体性」「現実性」という本質に由来するとし、この4つの原理を根拠として、老人福祉の「予防的機能」「調整的機能」「開発的機能」「保護機能」をあげ、社会福祉固有の原理に関連させて、論理必然として老人福祉の機能論を展開し、機能目的別に分類して、「老人の基本的要求」「一般的老人政策」「老人福祉の機能（4つの機能

に関連するサービス)」を対応させ、老人福祉サービスの体系を構想している。

論理的に一貫した理論展開であるが、現実性、実証性を欠く論理展開であり、現実を超越したところで論じられた老齡福祉論となっている。この論文は、率直に言って、実証的論理展開の欠落が弱点としてあり、せっかくの労作であるにもかかわらず、説得力を欠いているといわねばならない。

次に老齡保障の問題の各論的展開の部分であるが、ここでは、「老人の医療保障」「定年と所得保障」「老人の医療保険と福祉」「老人の人権保障」のテーマで、それぞれ、章の理論的展開がなされている。

「老人の医療保障」では、講壇から説かれる制度論や政策論とは違い、現場で苦悩する研究者の切実な見解が展開され、読者の心を捉えて離さない、情味豊かな、説得力に満ちた研究が示されている。

著者は、公衆衛生、リハビリテーション医学の立場に立ちながら、長期滞在して確認した成果をふまえ、北欧（スウェーデン）やイギリスの実情に照して、「人間性の問題であり人間の努力の問題である」心のこもったサービスの不足が、世界最高の福祉国家においてすら、なお老人問題の解決にほど遠い現実をつくりだしていることを報告している。この認識は、著者の老人対策の展開を貫く基本的姿勢をつくっているようにみえる。

老人問題の多様性は、「寝たきり老人のような弱者としての老人」「老人自身の自主的な社会参加への努力と、これを可能ならしめる社会的保証の積極化」、この両極間に介在し、この多様なニーズに答えられる老人対策でなければならないと著者は主張している。対策の原理としては、福祉の原理で「自助援助」が中核であるとし、これを具体化するシステム＝老人保健福祉ユニット、家庭ケアと施設収容ケアと、この両者の間に設営される媒体（デイ・ホスピタル、ショート・ステイ・ホスピタル）の作用との三大機能からなるシステムを構想している。

特に、この媒体作用についての研究は事例研究の清新なレポートをなしており、媒体は収容ケアを予防し、リハビリテートをうながす効果をあげ、家庭と収容施設ないし保健と福祉等の長所を相互に浸透させ短所を消却して統合作用を発揮し、より高次の働きをするものであると説いており示唆するところが多い。こうした実験研究の成果の上に、老人ケア体系を構想しており、注目される好論文となっている。

「定年と所得保障」の章は、定年制、再雇用・勤務延

長、退職金・退職年金、公的年金・公的扶助等の制度の現状の紹介に終始している。定年は、仕事と報酬と社会的存在性を失う時であり、定年に伴う、身体的、心理的、社会的な“老い”と生活問題が提起される境界年である。これまでの企業内労働福祉＝私的社会保障（医療施設、保健衛生施設、住宅〈社宅や寮〉、購買施設、文化・体育・レクリエーション施設の利用）の適用除外者として位置づけられる者が定年者であるとする。

定年者の生活問題は同時に老齡者の生活問題に連携する。この生活問題との連関の上に企業年金＝私的退職年金の問題や再就職、再々就職の問題、公的年金制度の年金額設定規準やスライド制度のスライド基準の問題、あるいは公的所得保障と公的扶助との結合の問題等を捉えている。所得保障のプログラムを積極的に提案する論述があってもよいと思われた。各節とも現状を羅列紹介するにとどまっているが、読者の視点によっては、貴重な資料とみることではできらるであろう。

さて、「老人の医療保険と福祉」であるが、はじめに、医療保障の考え方、拠出・給付原理に基く保障と公費による保障があることを紹介し、後者の公費導入論が保険方式の限界認識から、また公共団体責任の立場から主張され、その背景に老齡者の生活・所得保障の貧困と老人医療保障・施設の不足、医療保険制度の不備があることを指摘している。そして理想とされる医療保障は、入院・往診・重篤疾患治療・リハビリテーション等一貫したサービスとして提供されること、予防・治療・リハビリテーションの各段階に応じた保健施設・医療施設・生活施設等機能分化と合理的施設配置・連携が求められることを指摘している。さらに医療提供側の社会化、合理化が平行的に必然化されると説いている。

わが国の医療が、治療偏重、予防・リハビリテーションの軽視を特徴とし、医療提供サイドの圧力団体化と利害心理、医療・保健行政の指導力の欠落、政策の貧困が医療問題を深刻な事態にしている事実は周知のことであり、医療保険制度が制度的に乱立し、点数単価出来高払いの診療報酬制を採用し、保険請求事務の煩雑性等の問題を内在させ、こうして、保険医療の社会化を遅らせている事実もよく知られている。

この点、著者の理想としてあるべき医療保障の構想は、首肯されるが、医療提供サイドの具体的分析を欠き、その社会化、合理化の具体的展開が示されないままにおかれ、その意味では、医療問題の本質にせまり、現実要求される問題に回答するという姿勢に欠け、折角の提言が説得力を欠くものとなっている。

著者の、老人医療の特質や受診圏域の限界性の指摘、核家族化と中間施設の不足と在宅看護サービスの遅れが入院医療を上昇させ、受診障害を導く事実の指摘、老人医療無料制度に関連する東京都の施策の紹介等は、示唆に富む論述となっており、教えられるところが多い。

「老人の人権保障」では、自由権と社会権が人権の中核であるが、基本的人権中最も老人と関係深いのは憲法第25条の規定する生存権の基本権であると主張し、この保障が、「権利を有する」とどまり、「プログラム規定」でしか承認されてこなかったことを指摘し、人権問題の具体的認識の努力の必要を力説している。また、生存権が自由権と結びつくことによって人権に集約されていく基盤となるので、最低水準の問題は、「標準的生活追求権」とした方がよいと提言している。

今日、その生活基盤の弱さのために、人権それ自体が侵害されているか、侵害されるおそれのある状態におかれていることを、事例をひき、調査資料に照して論述している。そして、医療費問題や住宅問題がその阻害要因となっていることを指摘し、平均寿命の伸長が肉体的強さと精神的爽快さを保持する均衡ある伸長ではなく、ライフ・サイクルの関係から、家族から社会的に疎外され(今日の老人問題)、型にはまった見方をされ、準少数グループとして分離され、差別待遇を受ける原因となり(近い将来の老人問題)、これが社会的再統合機能を阻害する要因となっていると問題の所在を示している。

施設収容老人の人権問題に関しては、プライバシー侵害、収入活動の禁止や勤労の権利問題にふれ、集団主義と個人主義的自由権および社会権との対立調整が今後の課題であるとし、人権問題は、平等権の問題、自由権の問題、社会権の問題の三本柱をどう守るかに集約されていると発言している。

論文中、侵害された統合の回復を意図するリタイアメント・ビレッジやシニア・センター等の計画が参考になると提案しているが、この具体的な統合計画の紹介があれば、立体的な老人の人権保障の理論展開が期待できるところであったわけで、惜しまれてならない。

次に老人福祉・施設の問題の各論的部分であるが、最初の論文、第七章「老人の就労と福祉」では、著者は、都社協・高齢者無料職業紹介所の所長として高齢者就労に取り組んでおり、一方、いろいろな側面から提起されてきた高齢者就労をめぐる問題を対象とする各種の調査を企画・実施し、まさに第一線に立って、表題の就労と福祉の問題に傾注してきた実践的研究者として、現実立脚した具体的な論理を展開しており、心うつ提言、示唆

に富む問題提起、老人対策への警鐘を示している。

さて、著者は、老人就労を「福祉」の観点から“生きがい”論とみるか、社会「保障」の観点から労働問題の一環としてみるかという視点を問題とし、老後の所得が保障され、医療・住宅等生活が十分保障されていれば“生きがい”に通じるが、多くは、「窮迫販売」の苦汗労働であり、低賃金労働の側面が主要となっていると指摘している。また、失業者、低賃金労働者の一群として位置づけられ、労働基本権の無視、基本的人権に対する重大な差別があると指摘する。老人就労をめぐる基本的矛盾は、本来、労働経済の問題であるべきものが、福祉施策問題としてすりかえられているところにあるとも指摘する。また高齢者の仕事の開拓に関連して、仕事の再計画 job re-design が当面する努力目標であろうが、むしろ、人間的、社会的な富の生産を本性とする work に re-create する努力が向けられなければならないと提言している。

著者は、“生きがい”論との関連で、生きがいの中核をなすものが“働きがい”であり、生活保障が確立されているならば老人就労は福祉に結びつくが、その条件のないところでは酷使となるとして、「働くことによって生きがいを」という言葉のもつ欺瞞性を捉え、この言葉は、労働・賃金をめぐる矛盾と不合理を陰蔽する役割を果たしていると主張している。

さらに、各種の資料を根拠にして、定年後の概況、定年後の再就職(第二の就労)、そして65歳前後の再再就職(第三の就労)=老人就労について論述し、高齢者の多くが、職業ランクの下降とともに主として中小企業の雑役労働に吸収され、低賃金階層の更にその下積みとして沈没し、年齢差別、賃金格差、常識をこえた低賃金での下請労働(内職、授産)が最低賃金制や家内労働法を有名無実化し、高齢就労者をドロ沼の賃金階層として存在させていると、論述している。

著者は、こうした貧困化の中で「職業老」(精神的、肉体的、慢性的病弱化と老化)が問題となるとし、高齢者の健康と生活の破壊が深刻であるが、さらに、加齢による生理的機能の衰退より労働能力の相対的磨耗が深刻であると問題提起し、労働力の全般的な老朽化と社会的老化(無力感・孤立感)が進行している現状を問題視する。そして「老後のみじめさ」が意識され、そのうらがえしの「敬老」が説かれても、資本の要請という土台は微動だにせず、事態はより冷酷に、より悪化をたどる、と警鐘ともうけとめられる主張をしている。

課題としては、作業環境や職場条件の「保全(衛生)

要因の重視、事業税あるいは所得税の控除」等の高齢者雇用企業の対策、在職老齢年金と賃金補助制度の施策等をあげている。

「老人ホーム論」第八章は、老人福祉の専門官である著者が展開した施設論、施設システム構想論となっている。

老人福祉法の制定によって生活保護法の養老施設が養護老人ホームに切替えられ（しかし、特定経済階層向けの性格が強い）、寝たきり老人を対象として特別養護老人ホームが創設され（第二病院的性格が強い）、民間ベースの有料老人ホームに対する公費補助の制度が導入されて軽費老人ホームが誕生したと説いている。これによって老人対策は、救済の考え方から福祉の考え方へ前進したと指摘している。

今日の老人ホームの方向としてナーシング・ホームを提案し、一方、老人の住宅ニーズの充足のために、緊急のときだけ必要最小限のサービスを行なう福祉住宅＝軽費老人ホームB型を提案している。さらに、ヨーロッパの三段階計画 three step project, アメリカの総合計画 combination project に見合うワンセット・システム one set system を提案し、福祉住宅部門とナーシング部門とを近接しワンセットにして設置する必要を説いている。総合的組合せとしては、福祉住宅、ナーシング・ホーム、精神障害者のナーシング・ホーム、リハビリテーション施設、病院（診療所）のワンセット・システムもあると付言している。

このワンセット・システムは、老人の心理、経済的効率（設備・職員の配置）から有効であると指摘し、さらに著者は、ナーシング・ホームの専門分化、特別養護老人ホームのリハビリテーション機能の付与、施設の地域開放（居宅サービスのセンター）等を提案している。

ヨーロッパの老人ホームについては、実態上から、公的扶助施設型、住宅型、第二病院型の3つの類型に分け、各国の歴史的、社会的事情と結びつけて論じている。

総じて、平易な論述で読みやすく、特に、ワンセット・システムの構想は示唆に富む論述となっていて興味をもてる。ただ率直に言って、法制度との連関で平面的に展開がなされており、それぞれの老人ホーム型に対応する自助援助活動の在り方、あるいは医師、看護婦、PT、OT、ST、ホーム・ヘルパー、ボランティア等の活動、スタッフのチーム・ケアの在り方、他の機関との連携、さらにケース・カンファレンスのもちかた等の論述がみられず、管理・運営上の問題が指摘されておられない点が惜しまれる。

「老人のための地域福祉施設」では、老人福祉センターやクラブ、その他の中間施設が、老人のニーズに適した社交生活を設定しようとして公私の努力・協力によって生れてきたものであることを指摘し、大阪市の公立センターの概要および利用者調査に基づく問題点と改善策の提案をしている。外国の事例としては、アメリカの老人福祉センター（ニューヨークの市立老人福祉センターの例、私立の老人福祉センターの例、クラブ類似のセンターの例）について、McCarthy, H. L. の文献等から紹介している。さらに老人クラブ、老人いこいの家については実証的調査資料や民生局資料に基いてその運営を紹介している。

その他の地域サービスでは、友愛訪問について、イギリスのNOPWC 全英老人福祉協議会のパンフレットに基いて紹介し、家庭奉仕員については著者は数少ない研究者の中の一人として早くより取組み、国内外の事情や問題を整理して示し、デイ・ホスピタルを取上げ紹介している。総じていえることは、実証的データに基づく論述であって、たいへん具体的な論及であり、資料紹介は、研究者にとって、後学の徒にたいへん便利な素材を提供してくれている。

最後の章「地域福祉施設とコミュニティ・ケア」は、老人ホームを中心とする収容処遇と居室処遇の2つの系の中で、理論的にも政策的にも有機的なつながりなしに展開してきている老人福祉対策の中で、新しい方向としてこの発想が登場してきたと指摘し、コミュニティ・ケアの最近の動向を P. タウンゼント (Townsend) に依拠して紹介し、今日の保健・福祉分野における基調の一つとなったと指摘し、リーパー (Leaper, R. A. B) に従って4つの理由を取上げている。

このコミュニティ・ケアの概念ないし内容は、ここ10年ほどの浅い歴史の中で試行錯誤を重ねてきているとしながら、「対象者をコミュニティのなかで処遇（治療・教育・訓練・リハビリテーション等の措置を含む）し、対象者のニーズに応え、その能力を維持・回復・開発するための施設、中間諸施設（センター）、居宅におけるケアの体系」と捉え、コミュニティ・ケアの実施ないし実践主体の中核を医師・専門的ソーシャル・ワーカーに求め、その第一義的努力は疾病・障害・要ニーズ状況を生みださないことになるとして、予防活動を不可欠の条件として重視している。さて、コミュニティ・ケアのコミュニティの捉え方であるが、「機能主義的コミュニティ論」ともいうべきもので、地域性（地理的範囲）を第一義的にとらえず、地域住民の生活ニーズの充足体

系を軸にして、そのニード充足の範囲で逆に地理的範囲を規定しようとするものであり、老人のニード充足を図る施設・サービスのネット・ワーク、老人福祉のユニットと呼ばれうるものの設定を構想している。そして施設体系のみならず、サービスの面、人的配置の面からも考えなければならないとしている。

このコミュニティ・ケアの構想は、施設の体系、その機能体系、サービスの体系、老人福祉の体系とどう連携させるか、この点の実証的ないし実験的研究が、その成果とともに期待される発想であるといえよう。

以上、若干のコメントを付して本書を紹介してきたが、総じて、公的、制度的、老齢保障の不備と立ちおくれが否応なしに現実問題として認識させられ、個々の老人対策、サービス、施設ケア等の改善・強化もさることながら、それらの組織化、体系化の遅れをいかにして克服していくべきなのか、理論的にも実践的にも要求される問題として深刻な老人福祉問題を認識させられるといえる。

各章の論述は第一巻に比して、最近の資料を基礎に展開されており、提出された資料からも学ぶところが多い。現時点における老齢保障と福祉の現状を知る上で貴重な労作が多いことも付言しなければならない。

IV

第三巻『老人と家族の社会学』は、編者として那須宗一・増田光吉の他に8人の研究者によって分担執筆されている。家族研究の社会学者を主軸とし、人口学者（老人世帯の動向）と建築学者（老人の生活空間）の研究を加えて、「家族問題は老人問題の根源的な問題を内包している」という認識に立ってまとめられている。「老人家族研究の回顧と課題」というテーマの座談会を収録し末尾に掲載しており、老人家族研究の問題点を総括している。これは後学の研究者の手引きとなるもので、同じ収録が一巻および二巻にもほしかったといえる。

全巻を通じて、これまでの研究が、それぞれの領域で総括され、1970年代の老人福祉の方向づけ、期待される対策、さらに問題点の整理と研究への指針が示され、たいへん意欲的な講座となっている。指摘された注や参考文献、あるいは事例紹介等は、論文とともに貴重な資料となっている。全巻を一言で評すれば、老人問題の総括と問題提起の書といえよう。

(みとも まさお 立正大学教授)

次号 (Vol. 8, No. 4) 予告

巻頭言	留岡清男
論文	小山路男
“	西三郎
“	三浦文夫
“ (自由論題)	北川隆吉
“ (“)	前田信雄
“ (“)	星野信也
研究ノート	都村敦子